

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

令和 6年 6月 28日

茨城県知事 殿



茨城県牛久市柏田町1589番地3

社会医療法人 若竹会

理事長 金子 洋子

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

| 救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所 |                  | 救急医療等確保事業の別 |
|------------------------|------------------|-------------|
| 名 称                    | 所 在 地            |             |
| つくばセントラル病院             | 茨城県牛久市柏田町1589番地3 | 救急医療        |
|                        |                  |             |
|                        |                  |             |
|                        |                  |             |
|                        |                  |             |

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療(以下参照)のいずれに係るものであるかの別(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て)を記載すること。

○救急医療(精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療

|     |                    |          |
|-----|--------------------|----------|
| 取扱課 | 経由機関名              | 経由第 53 号 |
| 殿   | 茨城県竜ヶ崎保健所<br>(課 扱) | 6年6月28日  |

事業報告書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 社会医療法人 若竹会  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県牛久市柏田町1589-3  
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成4年12月22日
- (4) 設立登記年月日 平成4年12月28日
- (5) 役員及び評議員

|      | 氏名    | 備考                            |
|------|-------|-------------------------------|
| 理事長  | 金子 洋子 | 当法人医師 理事長                     |
| 副理事長 | 小倉 絹子 | 当法人医師 理事長娘                    |
| 理事   | 金子 剛  | 当法人医師 つくばセントラル病院管理者 理事長娘婿     |
| 同    | 武井 一夫 | 当法人医師 副院長                     |
| 同    | 深尾 立  | 当法人非常勤医師                      |
| 同    | 佐藤 健  | 当法人医師 セントラル総合クリニック管理者         |
| 同    | 田中 千博 | 当法人医師 介護老人保健施設セントラル土浦管理者      |
| 同    | 柴田 恭宏 | 当法人事務部長                       |
| 同    | 木樽 京子 | 当法人看護部長                       |
| 同    | 森本 健  | 当法人医師 介護医療院セントラル大田管理者         |
| 同    | 岩崎 信明 | 当法人医師 土浦リハビリテーション病院 介護医療院 管理者 |
| 同    | 山口 直人 | 当法人医師 セントラル腎クリニック龍ヶ崎管理者       |
| 監事   | 空本 光弘 | 公認会計士 空本会計事務所                 |
| 同    | 平野 茂  | 税理士 平野茂税理士事務所                 |

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

[別紙]

様式1

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類       | 施設の名称               | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開設場所                     | 許可病床数                                                                              |
|----------|---------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 病院       | つくばセントラル病院          | 0811910231              | 茨城県牛久市柏田町<br>1589-3      | 一般病床 313床<br>療養病床 0床<br>[医療保険 313床]<br>[介護保険 0床]<br>精神病床 0床<br>感染症病床 0床<br>結核病床 0床 |
| 診療所      | セントラル腎クリニック龍ヶ崎      | 0810810788              | 茨城県龍ヶ崎市馴馬町<br>宇山王台2668-1 | 病床 なし                                                                              |
| 介護老人保健施設 | セントラルゆうあい           | 0851980011              | 茨城県牛久市柏田町<br>1590-3      | 入所定員 100名<br>通所定員 50名                                                              |
| 介護老人保健施設 | セントラルふれあい           | 0851980037              | 茨城県牛久市柏田町<br>1604-6      | 入所定員 29名<br>通所定員 20名                                                               |
| 介護医療院    | セントラル大田             | 13B1100024              | 東京都大田区中央8<br>-34-10      | 入所定員 120名<br>通所定員 40名                                                              |
| 診療所      | セントラル総合クリニック        | 0811911106              | 茨城県牛久市上柏田<br>4-58-1      | 病床 なし                                                                              |
| 介護老人保健施設 | セントラル土浦             | 0850380080              | 茨城県土浦市真鍋新町<br>12-10      | 入所定員 100名<br>通所定員 20名                                                              |
| 介護医療院    | 土浦リハビリテーション病院 介護医療院 | 08B0300010              | 茨城県土浦市真鍋新町<br>11-7       | 入所定員 96名                                                                           |
| 病院       | 土浦リハビリテーション病院       | 0810312629              | 同上                       | 一般病床 42床                                                                           |

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

〔別 紙〕  
様式 1

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名                      | 実 施 場 所          | 備 考                 |
|------------------------------|------------------|---------------------|
| グループホームたいせつの家                | 茨城県牛久市上柏田1-17-20 | 2ユニット 18名<br>通所 30名 |
| 居宅介護支援事業所たいせつの家              | 茨城県牛久市上柏田1-17-19 |                     |
| 居宅介護支援事業所セントラル大田             | 東京都大田区大森西4丁目3番5号 |                     |
| セントラル通所リハビリ                  | 茨城県牛久市柏田町1589-3  |                     |
| サービス付高齢者向け住宅メディカルホームセントラル南馬込 | 東京都大田区南馬込3-25-5  | 定員 37名              |
| 有料老人ホーム柏田ヒルズ                 | 茨城県牛久市上柏田4-53-10 | 入所定員 12名            |
| サービス付高齢者向け住宅 柏田ヒルズ           | 同上               | 定員 3名               |
| ゆうあい訪問看護ステーション               | 茨城県牛久市上柏田4-58-1  |                     |
| 居宅介護支援事業所 ケアネットセントラル         | 茨城県牛久市柏田町1589-3  |                     |
| 短期入所生活介護事業所 ショートステイとまと       | 茨城県牛久市上柏田1-17-19 | 定員 40名              |
| 都市型軽費老人ホーム セントラル大森西          | 東京都大田区大森西4-3-5   | 定員 20名              |
| 訪問看護ステーション セントラル大森西          | 同上               |                     |
| 都市型軽費老人ホーム セントラル世田谷桜         | 東京都世田谷区桜3-29-8   | 定員 20名              |
| ゆうあい訪問看護ステーション サテライト土浦       | 茨城県土浦市真鍋新町11-7   |                     |

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

| 種 類    | 実 施 場 所         | 備 考 |
|--------|-----------------|-----|
| 不動産賃貸業 | 茨城県牛久市柏田町1589-3 |     |

[別 紙]

様式 1

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

|           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 令和5年4月4日  | 役員報酬金額承認の件                                 |
| 令和5年4月15日 | セントラル腎クリニック龍ヶ崎 管理者の件                       |
| 令和5年5月17日 | 理事及び監事の改選の件                                |
| 令和5年6月24日 | 2022年度決算の承認                                |
| 令和5年7月5日  | 令和5年度7月支払の賞与借入資金の件                         |
| 令和5年8月16日 | (仮称) セントラルキッチン阿見の建設費の借入の件<br>担保設定の件        |
| 令和5年9月20日 | 役員報酬金額承認の件                                 |
| 令和5年10月2日 | 社員の退社の件                                    |
| 令和5年10月3日 | 竹島徹先生の退職金の件                                |
| 令和5年12月5日 | 令和5年度12月支払の賞与借入資金の件                        |
| 令和6年2月21日 | 介護老人保健施設セントラル大田の介護医療院への転換の件<br>定款の一部変更承認の件 |
| 令和6年3月23日 | 2024年度予算の承認<br>借入限度額の承認                    |

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

なし

様式第三号

法人名 社会医療法人 若竹会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県牛久市柏田町1589-3

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

|            |               |
|------------|---------------|
| 1. 資 産 額   | 16,884,916 千円 |
| 2. 負 債 額   | 11,593,796 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 5,291,120 千円  |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| A 流 動 資 産       | 5,871,454  |
| B 固 定 資 産       | 11,013,463 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 16,884,916 |
| D 負 債 合 計       | 11,593,796 |
| E 純 資 産 (C-D)   | 5,291,120  |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 若竹会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県牛久市柏田町1589-3

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |            | 負 債 の 部        |            |
|----------------|------------|----------------|------------|
| 科 目            | 金 額        | 科 目            | 金 額        |
| <b>I 流動資産</b>  | 5,871,454  | <b>I 流動負債</b>  | 4,139,596  |
| 現金及び預金         | 3,392,501  | 買掛金            | 523,658    |
| 事業未収金          | 2,355,061  | 短期借入金          | 2,401,829  |
| 棚卸資産           | 120,455    | 未払金            | 493,608    |
| その他の流動資産       | 3,436      | 未払費用           | 147,784    |
| <b>II 固定資産</b> | 11,013,463 | 未払法人税等         | 302        |
| 1 有形固定資産       | 10,039,956 | 未払消費税等         | 15,837     |
| 建物             | 6,506,307  | 前受金            | 194        |
| 構築物            | 273,136    | 預り金            | 57,135     |
| 医療用器械備品        | 306,306    | 入院保証金          | 17,070     |
| その他の器械備品       | 185,952    | 賞与引当金          | 482,179    |
| 建設仮勘定          | 1,230,248  | <b>II 固定負債</b> | 7,454,200  |
| 土地             | 1,530,389  | 長期借入金          | 6,387,418  |
| その他の有形固定資産     | 7,619      | 預り敷金           | 13,414     |
| 2 無形固定資産       | 657,117    | 退職給付引当金        | 1,052,018  |
| 借地権            | 613,770    | 役員退職慰労引当金      | 1,350      |
| ソフトウェア         | 39,375     | 負債合計           | 11,593,796 |
| その他の無形固定資産     | 3,972      | 純資産の部          |            |
| 3 その他の資産       | 316,390    | 科 目            | 金 額        |
| 長期貸付金          | 80,846     | <b>I 積立金</b>   |            |
| 長期前払費用         | 179,513    | 設立等積立金         | 1,588,752  |
| 差入保証金          | 55,999     | 繰越利益積立金        | 3,702,368  |
| その他の固定資産       | 31         |                |            |
| 資産合計           | 16,884,916 | 純資産合計          | 5,291,120  |
|                |            | 負債・純資産合計       | 16,884,916 |

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 若竹会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県牛久市柏田町1589-3

損 益 計 算 書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| I 事業損益       |         |            |
| A 本来業務事業損益   |         |            |
| 1 事業収益       |         | 13,853,114 |
| 2 事業費用       |         | 13,789,601 |
| 本来業務事業利益     |         | 63,513     |
| B 附帯業務事業損益   |         |            |
| 1 事業収益       |         | 913,425    |
| 2 事業費用       |         | 1,218,878  |
| 附帯業務事業損失     |         | 305,453    |
| C 収益業務事業損益   |         |            |
| 1 事業収益       |         | 1,200      |
| 2 事業費用       |         |            |
| 収益業務事業利益     |         | 1,200      |
| 事業利益         |         | (240,740)  |
| II 事業外収益     |         |            |
| 受取利息         | 38      |            |
| その他の事業外収益    | 255,277 | 255,314    |
| III 事業外費用    |         |            |
| 支払利息         | 92,939  |            |
| その他の事業外費用    | 2,271   | 95,210     |
| 経常利益         |         | (80,636)   |
| IV 特別利益      |         |            |
| V 特別損失       |         |            |
| その他の特別損失     | 179     | 179        |
| 税引前当期純利益     |         | (80,815)   |
| 法人税・住民税及び事業税 | 302     |            |
| 法人税等調整額      |         | 302        |
| 当期純利益        |         | (81,117)   |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 若竹会  
理事長 金子 洋子殿

私たちは、社会医療法人 若竹会の令和5会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月14日

社会医療法人 若竹会

監事

空本光弘

監事

平野茂

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

# 独立監査人の監査報告書

令和6年6月13日

社会医療法人 若竹会  
理事会 御中

監査法人 [REDACTED] 事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 [REDACTED]

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 [REDACTED]

## 監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人若竹会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相

違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不

確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上